

身に覚えのない

架空請求

にご用心

こんなハガキが届いたら、「無視」するのが一番です。

消費料金未納分訴訟最終通達書

訴訟番号 (い) 6813672-57号

この度、ご通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通知致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官の立ち合いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

※裁判取り下げ最終期日 平成17年〇月〇〇日

0120-〇〇〇-〇〇〇 (管理課)

電話受付期間 9:00 ~ 18:00

休日 (土・日・祝日)

〒100-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇号

法務局認定法人 〇〇〇〇管理事務局

何の料金なのか  
分かりません

脅し文句に  
すぎません

電話をかけさせる  
ワナです

焦らせる  
ことがねらいです

まったくの  
デタラメです

く ア ド バ イ ス く

- とにかく「無視」することです！
- 決して相手先に「連絡しない」でください！
- 家族にも注意を呼びかけてください！

※裁判所から「支払督促」「少額訴訟の呼出状」が届いた場合には、まず、最寄りの市町村又は消費生活センターにご相談ください。

